

## 「新潟市財産経営推進計画 基本方針編（案）」に対する

### パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市財産経営推進計画 基本方針編（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

#### ■ 募集期間

平成27年5月7日（木）～平成27年6月8日（月）

#### ■ 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・各区自治協議会に説明
- ・新聞折り込みチラシを配布
- ・市政情報室、財産活用課、各区役所、各出張所、中央図書館にて配布・閲覧

#### ■ ご意見の提出状況

提出者数：2者（提出方法：窓口提出1、郵送1）

意見数：6件

#### ■ 結果公表場所

結果は、次の場所で閲覧できます。（閉庁日・休館日は除きます。）

- ・財産活用課（新潟市開発公社会館2階）
- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・各区役所（設置場所は各区地域課へお問い合わせください。）
- ・各出張所
- ・中央図書館（中央区明石2）

#### ■ 問い合わせ先

新潟市 財務部 財産活用課 財産経営推進室（新潟市開発公社会館2階）

〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69

電話：025-226-2387 FAX：025-230-5151

E-mail：[zaisan@city.niigata.lg.jp](mailto:zaisan@city.niigata.lg.jp)

「新潟市財産経営推進計画 基本方針編（案）」に対する  
パブリックコメント意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	基本方針編 P8 第2章 2-2(3) 歳出の削減	<p>財産経営の基本的な考え方は総体的にはOKです。</p> <p>最後の一文に「維持・更新への活用についても検討していきます。」とあるが、行政語では「検討していきます」は「やりません＝やらない」であるそうなので、この部分は、「維持・更新の際に活用して参ります。」としたらいかがか。</p> <p>「・・・検討していきます。」の文章はやめ、「推進して参ります」、「行っていきます」、「実施して参ります」等の文章にする。</p> <p>「必要に応じて」も、行政の逃げに使われているのでやめるべきと考えます。</p> <p>・・・誰が判断するのか？（担当者任せになっているのではないか？）</p>	<p>「検討していきます」は検討した上で実施するか否かも含め、慎重に吟味しながら進めていくことを意図しており、また、「必要に応じて」は「必要な際にその都度適宜」という意図で用いております。</p> <p>このことから案のとおりとしますが、いただいたご意見を踏まえ、財産経営の推進に努めていきます。</p>
2	基本方針編 P8 第2章 2-2(4) 歳入の確保	<p>公共施設の利用に関して、適切な水準の受益者負担が必要と考える。</p> <p>このため、使用目的に即して利用料の新規設定や見直しを検討する必要があるのではないか。</p>	<p>使用目的に即した利用料の新規設定や見直しについては、「利用料の見直しなど」の文言に含まれる内容と考えられるため案のとおりとしますが、公共施設マネジメント編P7、第2章、2-5歳入確保の取り組みの部分に「こうした取り組みを進める中で、施設使用料についても、公共サービスとその受益者の費用負担の観点から、無料となっている施設も含め、社会状況の変化などに応じて、適宜見直しを検討していく必要があります。」の一文を追加しました。</p> <p>なお、公共施設マネジメント編P15、第3章、(10)上記の施設を含む施設全般共通、【施設の見直し】の部分で、「施設使用料は、施設の利用需要の変化や管理・運営コストの状況、社会状況の変化などに応じて、無料となっている施設も含め、適宜見直しを検討していく必要があります。」と記載しております。</p>

3	基本方針編 P12 第3章 3-3 職員の育成等 インフラ資産 マネジメント 編 P2他	<p>随所に職員の能力向上とあるが、関わる職員だけではなく、本件のような計画が策定された際には、行政職員全員及び市議は必ず読んで、頭に入れる習慣を求めたい。</p> <p>担当者任せにするのではなく、市民が喜ぶ仕事は何かを常に考えて行動するには最低限の知識である。これが身につけていないと市民の期待に応えられる行動ができないのではないのか。勉強も仕事の内。</p>	<p>職員に対しては各階層別の研修など様々な機会を通じて、計画の周知を図っていきます。</p> <p>また、適宜議会に説明し、意見を伺いながら財産経営を進めていきます。</p>
4	公共施設マネ ジメント編 P16 第4章 4-2 地域単位の考 え方	<p>地域単位の考え方について、中学校区単位を基本としているが、コミュニティ協議会は小学校単位を基本としているので整合性を考えて小学校単位としたらいかがでしょうか？</p>	<p>中学校区に一つといった施設も多いことから地域の単位の基本として中学校区を設定しております。</p> <p>公共施設マネジメント編P16にも記載のとおり、地域の成り立ちや施設の配置状況、コミュニティ協議会などの区域なども考慮して地域設定を行うこととしており、案のとおりとします。</p>
5	基本方針編 インフラ資産 マネジメント 編	<p>下水道の供用開始がいつになるかわからない地域がいまだにある。</p> <p>維持管理にシフトしているが、下水道の新設（供用開始）を最優先にお願いしたい。</p>	<p>計画的な維持管理を推進するとともに、未普及地域の早期解消を図るため、今後も下水道整備を進めていきます。</p>
6	インフラ資産 マネジメント 編 巻末	<p>基本方針編、公共施設マネジメント編は、用語解説集が添付されていて良い。</p> <p>インフラ資産マネジメント編も用語解説集が欲しい。</p>	<p>インフラ資産マネジメント編は該当ページにその都度注釈を付しておりましたが、ご意見のとおり、基本方針編及び公共施設マネジメント編と同様に用語解説集を添付します。</p>